

令和6年度 茨城県交通安全ポスター作品募集要項

1 趣旨

県内の小・中・高校生から交通安全に関するポスターを募集することにより、児童・生徒の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に資する。

2 主催

茨城県・茨城県交通安全対策会議

3 応募規定

(1) 募集作品の内容

茨城県交通安全県民運動の重点項目に沿ったポスターを、下記ア～ウに留意の上、自由に制作してください。

ア 令和6年度茨城県交通安全県民運動の重点項目

- ・高齢者の交通事故防止（最重点項目）
- ・飲酒運転の根絶（最重点項目）
- ・自転車の安全利用の推進
- ・子供の交通事故防止
- ・歩行者の保護
- ・夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

イ 題材例

- ・反射材の着用、思いやり運転の励行（高齢者の交通事故防止）
- ・飲酒運転の禁止、ハンドルキーパー運動の推進（飲酒運転の根絶）
- ・自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用（自転車の安全利用の推進）
- ・通学路及び横断歩道の正しい歩き方、飛び出し注意（子供の交通事故防止）
- ・信号機のない横断歩道等における一時停止や減速、思いやり運転の励行（歩行者の保護）
- ・ライトの早めの点灯とこまめな切り替え（夕暮れ時から夜間における交通事故防止）
- ・シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用方法
（全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底）

ウ スローガン（使用する場合は、原文のまま使用してください。）

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 「高齢者 地域で見守る やさしい目」 | （高齢者の交通事故防止） |
| 「飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間」 | （飲酒運転の根絶） |
| 「急いでも 見逃さないで 小さな手」 | （子供の交通事故防止） |
| 「ヘルメット 自分を守る パートナー」 | （自転車の安全利用の推進） |
| 「気をつけよう 危険がひそむ 慣れた道」 | （子供の交通事故防止） |
| 「夜道こそ 自分をアピール 反射材」 | （夕暮れ時から夜間における交通事故防止） |
| 「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」 | （県警キャンペーン・歩行者の保護） |
- キャンペーン内容は、警察本部ホームページ掲載のチラシをご覧ください。
- https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/odanhodo.html

(2) 注意事項

- ア 作品は未発表のもので、一人一作品に限ります。(合作は不可)
- イ 小学3年生以上は、必ずポスターに文字を入れてください。その際、文字等は正確に記載してください。(小学1年生・2年生は文字を入れなくても結構です。)
本要項の「3応募規定(1)ウ」のスローガンや既に公表されている標語・スローガン等を記載する場合は、原文のまま使用してください。
なお、自分で考えたオリジナルのスローガン等を記載しても結構です。
- ウ 横断歩道や道路標識などは道路交通法その他の法令に適合するよう、正確に記載してください。(本要項の最終ページの「注意事項例」を参照してください。)
- エ 特定の商品が識別できる表現は、できるだけ避けてください。

(3) 応募作品の規格等

- ア **作品の規格**
 - ・大きさ：四つ切り (380 mm×540 mm)、八つ切り (270 mm×380 mm) の画用紙 (縦横自由)
 - ・画材：水彩絵具、クレヨン、ポスターカラー、ペン、マジック等※次の作品は規格外となり応募出来ません。
パソコンを使用した作品、切り絵、ちぎり絵、印刷物を貼りつけた作品
- イ **応募資格**
 - ・県内に在住又は通学する小学生、中学生、高等学校生及び特別支援学校生
- ウ **提出期限**
 - ・児童・生徒の皆さんは令和6年9月2日(月)までに各学校に提出してください。
- エ **応募票**
 - ・作品の裏面右下に必ず応募票(様式1)を貼り付けてください。

4 応募作品の県への提出

(1) 各市町村立小・中学校からの提出

各学校は、優秀な作品を学年ごとに1作品選定し、作品の裏面右下に応募票(様式1)を貼付し、応募者名簿(様式3)を添え、9月9日(月)までに各市町村教育委員会に提出してください。

各市町村教育委員会は、各市町村立小・中学校から提出された作品を取りまとめ、作品裏面の応募票(様式1)を確認の上、送り状(様式2)に各学校から提出された応募者名簿(様式3)のコピーを添えて、9月17日(火)までに茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室へ提出してください。

(2) 国立・私立・県立学校からの提出

小・中学校の部門については、学年ごとに1作品選定した優秀な作品、高等学校・特別支援学校の部門については応募された全作品の裏面右下に応募票(様式1)を貼付し、送り状(様式2)及び応募者名簿(様式3)を添えて、9月17日(火)までに茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室へ提出してください。

5 審査及び入賞者の通知

- (1) 応募作品は、審査会において厳正な審査を行い、入賞作品（最優秀賞、優秀賞及び佳作）を決定します。
- (2) 入賞者は、市町村立小・中学校は、各市町村教育委員会宛てに文書により通知します。
国立・私立・県立学校は、所属学校宛てに文書により通知します。
(県から入賞者個人への通知はしませんのでご了承ください。)

6 賞及び表彰

(1) 賞

小学校低学年の部（小学1年生・2年生）、小学校中学年の部（小学3年生・4年生）、小学校高学年の部（小学5年生・6年生）、中学校（全学年）の部、高等学校（全学年）の部、特別支援学校（全学部）の部の部門ごとに下表のとおり表彰します。

最優秀賞	茨城県知事賞	(各部門1作品)
優秀賞	茨城県議会議長賞	(各部門1作品)
	茨城県教育委員会教育長賞	(各部門1作品)
	茨城県警察本部長賞	(各部門1作品)
	茨城県交通安全協会会長賞	(各部門1作品)
	茨城県安全運転管理協会会長賞	(各部門1作品)
	茨城県交通安全母の会連合会長賞	(各部門1作品)
佳作		(各部門 複数作品)

(2) 表彰

入賞者（最優秀賞、優秀賞及び佳作）に対して、各市町村教育委員会又は所属する各国立・私立・県立学校を通じて賞状を贈ります。

(最優秀賞・優秀賞の方には副賞も贈ります。佳作の方は賞状だけになります。)

7 作品の活用

最優秀作品及び優秀作品は、交通安全関係行事での展示、交通安全関係資料（チラシ、広報誌等）への使用やホームページへの掲載等の方法で交通安全の啓発媒体として活用します。

また、関係機関・団体からの要望により作品の貸し出しにも応じます。

8 その他

- (1) 入賞作品の著作権は、茨城県に帰属します。
- (2) 応募作品は、各市町村教育委員会、各国立・私立・県立学校を通じて返却します。
- (3) 応募に関する問い合わせ先

茨城県県民生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL：029-301-2842 FAX：029-301-2848 E-mail：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

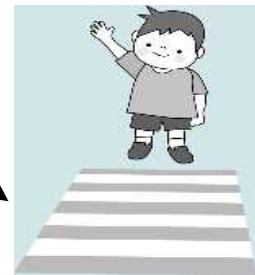
< 注意事項例 >

【 横断歩道 】



×誤り

横断歩道の横に
白線は描かない



○正しい

【 信号機 】

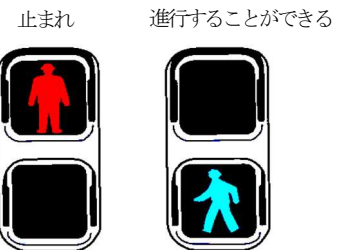


・左から、青・黄・赤の順とすること。

【 歩行者用信号機 】

- ・上が赤「止まれ」、下が青「進行することができる」
- ・人のイラストはできるだけ正確に描くこと。

- ・信号機及び歩行者用信号機については、どの信号が
- ・灯火しているのか分かるように描くこと。



【 シートベルト・チャイルドシート 】



横のベルト（腰の部分）
も正確に描くこと。



【 道路標識 】



道路交通法で定められてい
るとおりに描くこと。